



Internet Literacy [インターネットリテラシー]

～「知らなかった」「そんなつもりはなかった」では済まされない～

『加害者にも被害者にもならないために』 - 保護者の皆さまへ

literacy [リテラシー] とは本来【「識字能力」、いわゆる「読み書きの能力」：教養（教育）があること】を意味する言葉ですが、インターネットの普及に合わせて「物事を正しく認識する能力」、いわゆる「〇〇を使いこなす能力」として日本で派生した、本来の意味とはやや異なる和製英語です。

リテラシーを用いた言葉は他に「メディアリテラシー」や「情報リテラシー」などがありますが、どれも「〇〇に関する正しい使用法（知識）やマナー」を表し、「(インター) ネットリテラシー」は、文字通り「(インター) ネット上における正しい利用法、活用能力」のことを言います。

ネットリテラシーをもう少し具体的に表すと、例として

- (1) 「ネットを利用して自分が欲しいと思う情報を得ることのできる能力」
- (2) 「その情報が正しいものであるかを判断できる能力」
- (3) 「ネットに係わるトラブルに巻き込まれないための自衛能力（自分で自分を守る力）」

の3つが挙げられるとされています。

Twitter改め現X、TikTok、Instagram、LINEなど、代表的なSNSが爆発的に普及している現在、インターネットは受容型から発信型に大きく変遷を遂げ、数年が経過しました。

パソコン通信（今の中学生は知らないと思います）がその良い例であるように、これまでPC等、電話回線を利用した通信手段がなかったわけではありません。ネット回線、携帯電話の普及とともに通信手段が有線から無線インターネットへと舞台を移し、さらにはスマートフォンの登場でより通信が手軽となり、画像や動画がいつでも、どこでも、誰でも容易に全世界へ投稿できるように。つまり通信技術が格段に向上したということが情報発信型アプリ、SNSの爆発的人気に繋がりました。

周知のように、ネット環境が格段に向上したことによりネットに関わる様々な問題も大きく取り上げられるようになりました。以下、具体例を挙げてみます。

- ・ハッカー（PCウィルス）によるサイバー攻撃
- ・サイバー攻撃による企業（個人）情報の漏洩、企業のシステムダウン、誤送金（詐欺）
- ・なりすまし、フィッシング等多種多様な詐欺行為
- ・SNS炎上、SNS炎上商法、不当請求
- ・誹謗中傷の書き込み、ネット上のいじめ、ネットストーカー
- ・デマ等偽情報の拡散
- ・出会い系サイト等での性的被害、暴力行為、性感染症の感染
- ・著作権侵害
- ・犯行（爆破）予告、脅迫行為

私が思いつくままに上記に記してみましたが、これらネット上の問題は氷山の一角であり、これらの問題から様々な被害へと波及していくことは容易に想像できるのではないのでしょうか。これまでもそうだったように、日進月歩で進化を続けるネット環境、それだけでなく上記のような犯罪行為に対して、それらを取り締まるための法整備が明らかに追いついていない、そしてそのような状態は今後数年間は続くのではないかと私は推察しています。

一つ言えることは、上記の行為を企てる者すべてに「悪意」があるということです。「悪意」をもってサイバー攻撃をし、「悪意」をもって誹謗中傷を書き込み、「悪意」をもって犯行予告をしているのです。

であるならば、「悪意」をもって上記のような行為におよぶ人間を「教育」の力で生み出さない、作り出さないという覚悟が学校のみならず各ご家庭や関係教育機関に必要なのではないかと思います。大切な子どもたちを絶対に「加害者」にしないという覚悟です。合わせて、本校では、子どもたちをネットトラブルの「被害者」にもならないよう、定期的に「情報モラル教育」を実施しているだけでなく、SNSに関わる

小さな問題にも目を向け、指導・助言を行っているところです。しかし残念ながら、SNS上の悪口・陰口の書き込み等、ネットトラブルが絶えないのが実情です。

携帯電話、主にスマートフォンになりますが、その利用の仕方だけでなく、端末を使用してのSNSの利用のあり方について、改めて各ご家庭においてもお子様と話題にいただければと思います。大切な子どもたちを「加害者」にも「被害者」にもしないようにするためには、各ご家庭のご協力が不可欠であると考えています。よろしくお願いいたします。

以下、千葉県警察ホームページに掲載されているネットリテラシーの基本についてのコンテンツを掲載させていただきます。ご一読いただければ幸いです。

インターネットトラブル

ネットリテラシーの基本

【概要】

インターネットの情報は、正しいものばかりではなく、嘘や間違い等も多いため、情報の真偽を判断する能力が必要です。

ネットリテラシーとは、インターネット・リテラシーを短縮した言葉で、インターネットの情報や事象を正しく理解し、それを適切に判断、運用できる能力を意味します。

インターネット上におけるトラブルに巻き込まれないように、次のことに注意してください。

1 ネットは世界中の人が見ている

Twitter改めXのようなSNSでは、基本的にその発言が全世界に公開されています。一方、友達登録が前提となるLINEをはじめとするSNSは、一般的に仲間同士の内輪話のように思われていますが、思わぬところからその発言や写真が外に出てしまうこともあるので注意が必要です。

2 ネットの情報を鵜呑みにしない

SNS等へ書き込まれた情報は、その真偽を誰も保証してくれません。例えば、今ネットでやり取りをしている相手が男なのか女なのか、歳はいくつなのかなど、私たちにそれを確かめる方法はありません。そのため、不用意にネット上で知り合った相手と会うことは、何らかのトラブルに巻き込まれるおそれがあり危険です。

3 面と向かって言えないことはネットでも言わない

ネットでの発言は相手の顔が見えないので、ひどい言葉を抵抗感なく使ってしまいがちです。これは相手も同じであり、ひどい言葉を使うと、さらにひどい言葉が返ってきて、その罵り合いが泥沼のような応酬に発展することがあります。

4 ネットに一度出たものを全て回収することは不可能

ネットに掲載された発言や写真は、それを閲覧した人が自由にコピーできます。そのため、なにか問題があったときに元の発言等を消したところで、ネット上には無数にコピーが存在していると考えべきであり、これらをすべて消し去ることは実質的に不可能です。

5 ネットでおこなったことは通信事業者に残っている

自分ではこっそり行動しているつもりでも、電話会社には契約したユーザーがネット上でおこなった行動が通信記録という形で残されています。犯罪予告などをした人が警察に逮捕されてしまうのはそのためです。つまり「ネットは決して匿名ではない」ということを理解しましょう。

千葉県警察本部 サイバー犯罪対策課 電話番号：043-201-0110（警察本部代表）

「インターネット ネットリテラシーの基本」（千葉県警察）

(https://www.police.pref.chiba.jp/cyberka/safe-life_cybercrime-20.html) を基に千葉県警察HPのコンテンツの利用規約に則り、木更津市立木更津第二中学校 校長 山元竜二が加工して作成（令和5年9月23日）

※掲載については令和5年9月23日AM11:32、千葉県警察本部 広報県民課に確認済みです。